別添１

男鹿地区統合校（仮称）整備事業

要求水準書

秋田県

令和８年１１月２５日

《目　　次》

第1 総則 1
1 要求水準書の位置付け 1
2 事業目的 1
3 本事業における整備方針 1
4 対象施設 2
5 対象業務 3
6 適用法令等 3
7 事業期間 7
8 その他 8
9 本施設に係る基本条件 9
第2 設計・建設業務に関する要求水準 16
1 本施設の整備水準 16
2 設計業務 28
3 建設業務 30
4 工事監理業務 36

＜添付資料＞

添付資料 1　地積測量図
添付資料 2　地質調査結果
添付資料 3　既存施設図面
添付資料 4　既存施設改修図面
添付資料 5　インフラ埋設状況図（上下水、電気、ガス）
添付資料 6　改修整備水準
添付資料 7　寄宿舎改修整備水準
添付資料 8　ＥＶ棟配置想定位置
添付資料 9　屋外通路の接続位置
添付資料 10　高圧受変電設備改修計画
添付資料 11　設計業務提出図書一覧
添付資料 12　建設業務提出図書一覧

※添付資料１～４については、本事業への参画を検討する場合に限り電子データ（CD-R）の交付、原本の閲覧又は貸与を行う。詳細は「募集要項」及び「別添３：様式集及び記載要領」を参照すること。

第１ 総則

１　要求水準書の位置付け

「男鹿地区統合校（仮称）整備事業　要求水準書」（以下「本書」という。）は、男鹿地区統合校（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「募集要項」と一体のものとして位置付けるものである。県が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に対し、要求するサービス水準を示し、本事業の提案に具体的な指針を示すものである。

２　事業目的

秋田県においては、人口減少や少子高齢化に伴う生徒数の減少と、県教育財政の逼迫が課題となっており、これらへの迅速な対応が必要となっている。

このため、「男鹿地区統合校（仮称）基本構想」に示す基本理念に基づき、事業対象地において、教育内容及び教育活動を十分に展開でき、かつ、生徒及び職員が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、男鹿海洋高等学校及び男鹿工業高等学校の２校を統合し、増築・改修を行うこととしている。

また、本事業においては、設計・施工一括方式を活用して、効率的かつ効果的に設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、教育活動の一層の向上に資することを目的とする。

３　本事業における整備方針

⑴　基本理念に基づき、男鹿地区統合校（仮称）において教育内容及び教育活動を十分に展開でき、かつ、生徒及び職員が安全で快適に学校生活を送ることができるよう施設の増築･改修を行う。

⑵　男鹿地区統合校（仮称）は、現男鹿海洋高等学校の施設及び土地を利用する。

- 校舎は、現状の配置を基本として一部教室を転用して継続利用する。ただし、内装の改修や設備改修、バリアフリーに対応するためのエレベーター新設などを実施する。
- 水産系の教育課程実施に必要な実習教室は実習棟を継続利用するが、工業系の教育課程実施に必要な実習教室は、現実習教室の一部転用に加えて、不足する実習教室は実習棟に隣接して増築する。
- 体育施設については、第一・第二体育館は既存利用し、格技場は改修して継続利用する。
- 一般財団法人地域･教育魅力化プラットフォームが主催する地域みらい留学へ参加し、全国から生徒を受け入れるため、現寄宿舎を改修し、男女とも利用可能な寄宿舎を整備する。
- 屋外運動施設は、現在の野球場を利用する。なお、部活動の競技種により屋外運動施設が不足する場合は、近隣施設の借用について男鹿市と協議していく。

(3)　男鹿地区統合校（仮称）の整備については、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の交付金のほか、「公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）」を活用することとし、統合校の開校に伴い男鹿工業高等学校は廃止する。

- 男鹿工業高等学校の施設・土地利用を検討するにあたっては、同校の立地条件に鑑みて、男鹿市のまちづくり方針に配慮する。
- 統合校整備計画と並行して男鹿工業高等学校の跡地利用について検討することとし、施設及び土地を男鹿市が公共利用する可能性について協議を進める。
- 男鹿市の公共利用の可能性がない場合は、施設の除却及び民間等への売却を検討する。
- 男鹿工業高等学校の廃止後の方針は、男鹿地区統合校(仮称)の整備に着手する段階までに決定することを目指す。(概ね令和９年度中)

４　対象施設

男鹿地区統合校（仮称）における改修整備の対象となる施設を「改修施設」、新たに増築整備する工業系の施設を「増築施設」、改修整備を行わず既存利用を継続する施設を「既存施設」といい、改修施設、増築施設、既存施設及びこれらに付随する外構等を合わせた全体を「本施設」という。

また、本施設の敷地を「事業対象地」という。

表１　対象施設

本施設	改修施設	管理・教室棟
		特別教室棟
		実習棟
		船用機関・食品製造実習棟
		寄宿舎
		格技場
		潜水プール棟
	増築施設	工業系実習棟
		ＥＶ棟
		増設キュービクル
	既存施設	第一体育館
		第二体育館
	外構等（部室等の小規模の建物を含む）	

※棟単位での定義としているため、棟内に既存利用を継続する諸室が含まれる場合であっても、改修工事を実施する諸室が一部でも含まれる棟は「改修施設」に分類する。

５　対象業務

以下に本事業の対象業務を示す。

表 2　対象業務

大分類	中分類	業務内容
設計業務	各種調査及び申請業務	測量、地質調査等
		その他調査（アスベスト調査等）、届出、申請等
	設計業務	基本設計
		実施設計
		その他業務
建設業務	工事着手前業務	事前調査等
		事前協議、申請、届出、検査等
	改修工事業務	改修工事
		申請、届出、検査等
		その他業務（建設工事保険付保等）
	増築工事業務	増築工事
		申請、届出、検査等
		その他業務（建設工事保険付保等）
	竣工後業務	申請、届出、検査等
工事監理業務		工事監理

６　適用法令等

(1)　法令等

- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- その他関連法令等

(2) 条例等

- 秋田県立高等学校設置条例（昭和 39 年条例第 1 号）
- 秋田県バリアフリー社会の形成に関わる条例（平成 14 年条例第 13 号）
- 秋田県地球温暖化対策推進条例（平成 23 年条例第 20 号）
- 秋田県環境基本条例（平成 9 年条例第 60 号）
- 秋田県木材利用促進条例
- あきた県産材利用推進方針
- 秋田県都市計画法に基づく開発許可制度の手引き
- 秋田県建築基準条例（昭和 35 年条例第 27 号）
- 秋田県の景観を守る条例（平成 5 年条例第 11 号）
- 男鹿市開発行為等の規制に関する規則（平成 24 年規則第 25 号）
- 男鹿市環境基本条例（平成 17 年条例第 135 号）
- 男鹿市地球温暖化対策実行計画
- 男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例（昭和 48 年条例第 16 号）
- その他関連条例等

(3) 適用基準等

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・　公共施設改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
・　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
・　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
・　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第 52 号）
・　公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　営繕工事設計業務委託共通仕様書（秋田県建設部営繕課）
・　営繕工事に係る特記仕様書（秋田県建設部営繕課）
・　建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
・　建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
・　建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
・　建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
・　営繕工事におけるコンクリートの耐久性向上施策の取扱方針（秋田県建設部営繕課）
・　構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
・　建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　営繕工事監理業務委託共通仕様書（秋田県建設部営繕課）
・　建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）
・　電子納品運用ガイドライン（秋田県建設部）
・　営繕工事写真撮影要領による工事写真　撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック　電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック　機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・　官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕部監修）
・　官庁施設の総合耐震対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕部監修）

・　官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・　秋田県庁環境保全率先実行計画
・　第２次秋田県地球温暖化対策推進計画
・　内線規程（社団法人 日本電気協会）
・　高圧受電設備規程（社団法人 日本電気協会）
・　高調波抑制対策技術指針（社団法人 日本電気協会）
・　非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（環境省）
・　建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人　日本建築センター）
・　公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）
・　学校施設整備指針（文部科学省）
・　その他官庁営繕の技術基準等

※上記適用法令等については、業務実施時の現行法令等及び最新版による。

7　事業期間

本事業における事業期間は、事業契約の締結日から令和 12 年３月 31 日までとし、本事業実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

表 3　事業期間

項目	期間
事業契約の締結	令和９年７月
事業期間	令和９年７月（契約締結日）から令和 12 年３月 31 日
開校に必要な工事	令和 11 年３月 10 日までに検査を完了し、引渡しを行う。 ※引渡し後、開校（令和 11 年４月１日）までに県で備品等の搬入・設置を行う。
外部仕上げ等の学校運営に支障をきたさない範囲の工事	令和 12 年３月 31 日まで施工を行うことを可とする。

８　その他

(1)　個人情報の取扱い

・　事業者が本事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

・　従業者、派遣労働者又は受託事務に従事している者に、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用させてはならない。本事業の事業期間が満了し、若しくは契約を解除し、又はその職を退いた後も、同様とする。

(2)　文書の管理・保存

・　事業者が本事業に伴い作成又は受領する文書等は、適正に管理・保存する。また、事業終了時に、県の指示に従って引き渡す。

(3)　守秘義務

・　事業者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。本事業の事業期間が満了し、若しくは契約を解除し、又はその職を退いた後も、同様とする。

(4)　環境への配慮

・　事業者は、次のような環境に配慮した本事業の実施に努める。

- 秋田県環境基本条例、秋田県地球温暖化防止対策条例、男鹿市地球温暖化対策実行計画等の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守する。
- 物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、できる限り環境物品等を利用するよう努める。
- 廃棄に当たっては、市の分別基準に従い、ごみの減量化、資源化に努める。
- 建築工事における産業廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処理する。

(5)　地域経済への配慮

・　本事業終了まで、必要な資機材や消耗品を調達する際、またスタッフを雇用する際は、可能な限り県内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努める。

(6)　補助金等の適用における支援

・　事業者は、本事業において県が申請・適用予定の交付金等に関し、図面や積算書類等、申請に必要な資料の作成支援を行う。

９　本施設に係る基本条件

(1)　事業対象地・本施設の概要

表 4　事業対象地の概要

施設名称	秋田県立男鹿海洋高等学校
住所	秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台 42 番地
都市計画区域	―
区域区分	―
用途地域	第一種中高層住居専用地域
誘導区域等	―
敷地面積	35,404.55 ㎡
建蔽率/容積率	60%/200%
インフラ整備状況	電力、都市ガス（ただし、実習棟１F「第 2 食品製造実習室」のみ LP ガスを使用。工業系実習棟においても、小型プロパンガスの使用を想定）、上下水道、通信
接道	芦沢増川線　幅員：6.8-7.0m 南ヶ丘線　　幅員：10.7-11.2m
駐車台数	職員用駐車場　　：　60 台 来校者用駐車場　：　７台 障がい者用駐車場　：　１台
その他	

表 5　既存施設の概要

棟	構造	階	竣工年度	延床面積(㎡)
管理・教室棟	鉄筋コンクリート造	4	昭和 50 年度	4,602.65
特別教室棟	木造	2	平成 15 年度	532.52
実習棟	鉄筋コンクリート造	2	平成 11 年度	2,369.97
潜水プール棟	鉄筋コンクリート造	2	平成 11 年度	1,214.78
第一体育館	鉄骨造	1	平成 7 年度	1,490.00
第二体育館	鉄骨造	1	平成 15 年度	508.97
船用機関・食品製造実習棟	鉄骨造	1	平成 11 年度	568.50
寄宿舎	鉄骨造	2	昭和 53 年度	727.08
格技場	木造	1	平成 2 年度	350.00
その他（部室等）				194.17
計				12,558.64

※現況の詳細は【添付資料１　地積測量図】【添付資料２　地質調査結果】【添付資料３　既存施設図面】【添付資料４　既存施設改修図面】【添付資料５　インフラ埋設状況図（上下水、電気、ガス)】による。



出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved.

図 1　事業対象地の位置図

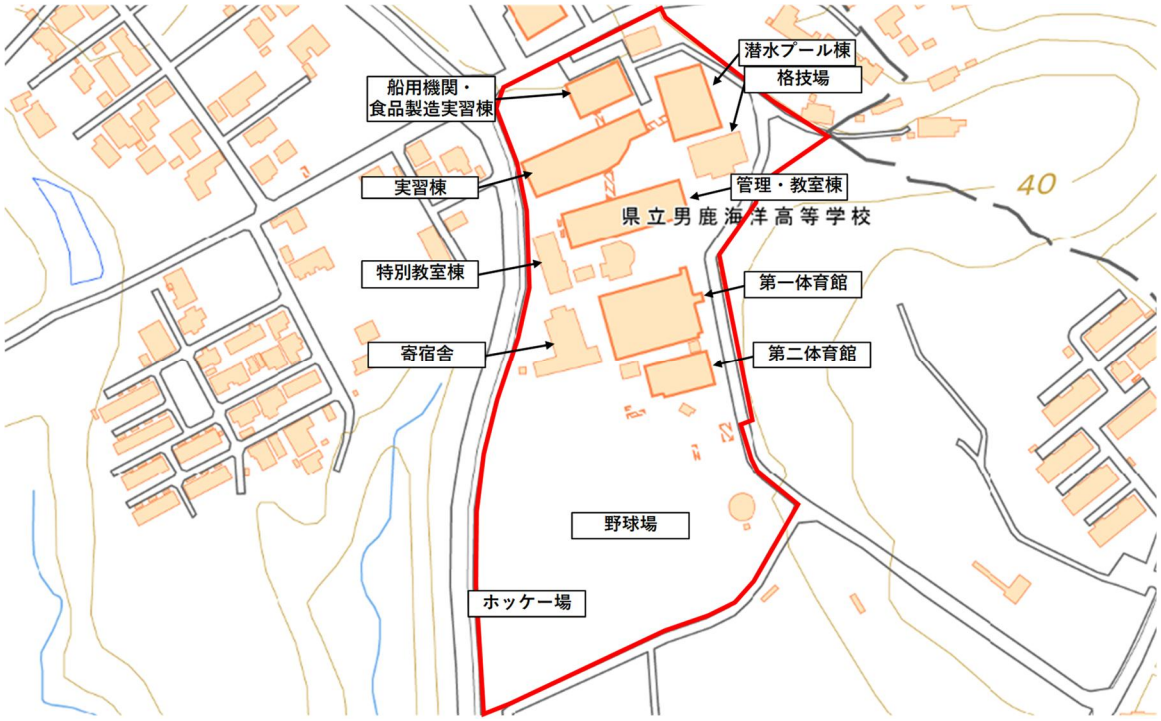


図 2　事業対象地の概要図

(2)　本事業で求める整備内容

ア　整備内容と対象施設

本事業において整備する改修施設及び増築施設の諸室について、以下に一覧表にて示す。なお、改修施設の具体的な整備内容は、【添付資料６　改修整備水準】に示す諸室ごとの要求水準、増築施設の具体的な整備内容・面積については、「第２(4)増築施設の諸室の整備水準」に示す諸室ごとの要求水準を確認すること。

表 6　改修施設及び増築施設の諸室一覧表

対象施設	分類	室名
改修施設	管理・教室棟	・普通教室 １年普通教室（４室）/２年普通教室（４室）/３年普通教室（４室）
		・特別教室 図書室/家庭経営室/準備室（家庭）/調理実習室/理科室/準備室（理科）/多目的実習室/準備室（多目的）/気象・海洋観測実習室/航海計器実習室/工業系実習諸室（２室）/１年使用教室/生徒会室
		・管理室 職員室/校長応接室/事務室/保健室/教育相談室/更衣室（２室）/技師室/機械室/進路指導室/生徒相談室/視聴覚・会議室/放送室/スタジオ/休憩室/印刷室/同窓会室/資料室
		・共用部 用具庫/倉庫/物品庫/休憩室（女子）/トイレ（男女、多目的）/手洗い場
	特別教室棟	工業系３ＤＣＡＤ室/工業系実習諸室/工業系準備室（２室）/音楽室/トイレ（男女）
	実習棟	風と海の学校(３室)/海洋工学実習室/溶接板金実習室/仕上組立実習室/眞山丸漁具製作室/栽培実習室/飼育実習室/情報処理室/管理室/計測実習室/準備室（計測）/電気工事室/化学分析実習室/微生物実験室/準備室（化学・微生物）/トイレ（男女）
	船用機関・ 食品製造実習棟	船用機関電気実習室/制御室/食品製造実習室/調味室
	寄宿舎	食堂/厨房/舎監室/男子宿泊室（11 室）/女子宿泊室（２室）/浴室（男女）/洗濯室（男女）/洗面（男女）/トイレ（男女）
	格技場	格技場
	潜水プール棟	電気室
増築施設	工業系実習棟	機械実習室/準備室/工具・材料室/機器電力実習室/高電圧実習室/電気電子実習室/キュービクル
	ＥＶ棟	管理・教室棟ＥＶ
	増設キュービクル	屋外キュービクル

イ　整備する駐車場等台数

本施設に備える駐車場等台数は現状と同規模を想定し、以下とする。

職員用駐車場　　：　60 台

来校者用駐車場　：　７台

障がい者用駐車場：　１台

ウ　想定する生徒数と職員数

本施設の利用を想定する生徒数と職員数は、以下とする。

表 7　学科構成及び学科別生徒数（予定）

大学科	学科	１年	２年	３年	合計
工業科	機械システム科	70	70	70	210
	電気エネルギー科				
水産科	海洋資源科	70	70	70	210
	食品技術科				
合計		140	140	140	420

表 8　職員数（予定）

職名	人数
教職員	45 人
事務職員	15 人
合計	60 人

(3)　施工条件

ア　ローリング計画について

本事業は、現男鹿海洋高等学校の学校運営を継続しながら工事を行う「居ながら施工」を前提とする。以下の条件等を考慮の上、施工を行うこと。

(ｱ) ローリング計画の策定

・　生徒の学習環境や安全を確保するため、工区や階層ごとに段階的に改修を進めるローリング計画を策定すること。

(ｲ) 仮教室等の利用により施工可能な範囲

・　工事対象となる教室の授業を一時的に代替教室へ振り替える仮教室等の使用により、下表に示すとおり施工可能とする。

表 9　施工可能範囲の条件

施工対象教室・階層		施工中の代替教室等	施工可能な日程
管理・教室棟	４階	３～２階	令和 10 年４月～５月
	３階	４、２階	令和 10 年６月～７月
	２階教室	４～３階	令和 10 年８月～９月
寄宿舎「北辰寮」	２階	１階	令和 10 年４月～６月
	１階	２階	令和 10 年７月～９月

※既存実習棟の１階及び２階は「風と海の学校」が入居しているため、「風と海の学校」の開校日以外の日程で施工すること。ただし、開校日は未定のため、施工時期については、県と協議によるものとする。

㈦ 施工可能時間等

・　施工は原則、学校職員が勤務している以下の時間帯とする。

➢　施工可能時間帯：８時 15 分～16 時 45 分（終了時間の延長が必要な場合は、都度、学校と協議するものとする。）

・　以下の期間は長期休暇期間となり、職員が不在となる閉庁期間を除いて、表９に示す範囲に限らず、施工可能である。ただし、職員が常駐する職員室等については、協議により施工可能とする。

表 10　休暇期間の施工条件

内容		日程
長期休暇※	夏季休業日	７／22～８／20 閉庁期間（施工不可）：８／11～８／16
	冬季休業日	12／22～１／13 閉庁期間（施工不可）：12／29～１／３
	春季休業日	４／１～４／４、３／22～３／31
その他休暇	学校創立記念日	５／18
	土曜・日曜・祝日	協議により施工可能

※ただし、新たに建設する工業系実習棟の施工等、学校の施錠管理を伴わない区域にあってはこの限りではない。

㈧ 安全区画と作業環境

・　工事エリアと学校使用エリアを養生・仮囲い等で徹底的に分離し、騒音・振動への配慮や、生徒の避難動線の確保を行うこと。

・　騒音が発生する作業は、平日夕方、休日、または長期休業期間（夏休み等）に重点的に配置すること。

イ　施工ヤード・搬入車両条件について

本事業は、現男鹿海洋高等学校の学校運営を継続しながら工事を行う「居ながら施工」を前提とするため、以下の施工ヤード、搬入車両ルート等を踏まえた施工を行うこと。施工ヤード、現場管理事務所、車両出入口等の想定位置を図３に示す。

(ｱ) 敷地内施工ヤードの確保

- 事業対象地（敷地面積 35,404.55 ㎡）内の屋外運動場（野球場・ホッケー場周辺）や余剰スペースを活用し、仮設事務所、資機材集積場、作業員駐車場等の施工ヤードを設置すること。
- 撤去物を回収する廃材コンテナ置き場、屋内に仮置き場が必要となる場合は発注者及び学校側と協議の上、位置を検討すること
- 現場管理事務所は図 3 に示す位置を基本とする。スペースが不足する場合は発注者及び学校側と協議の上、位置を検討する。
-

(ｲ) 接続道路・搬入ルート

- 芦沢増川線（幅員 6.8～7.0 m）
- 南ヶ丘線（幅員 10.7～11.2 m）

(ｳ) 搬入車両ルートにおける安全対策

- 居ながら工事となることから、生徒や職員等の安全性を確保する対策を講じること。
- 大型工事車両の搬入時は、周辺通学路および生徒の登下校時間帯（朝・夕）の通行制限や徐行を徹底すること。
- 校門付近および敷地内搬入交差点には誘導員を配置し、生徒動線と工事車両動線の平面交差・接触を回避する安全対策を講じること。
- メイン入口側（生徒昇降口、来客玄関側）の敷地入口は一般車両用に利用を制限し、裏口３か所を工事車両入口とする。
- 工事車両出入口については、「風と海の学校」（訓練生）関係者車両の出入りや、旧船川南小学校との往来があるため、誘導員の配置やゲート等で通行路を確保し、安全に配慮すること。
- メイン入口周辺は工事車両通行制限エリアとし、基本的に工事車両を進入させないようにする。ただし、特別教室棟、寄宿舎の工事期間中はやむを得ず工事車両が通行する可能性が想定されるため、安全に十分配慮する。



図 3　施工ヤード・搬入車両ルート

第２ 設計・建設業務に関する要求水準

１　本施設の整備水準

(1)　基本的な考え方

ア　業務の内容

・　本施設の建設に係る業務について、事業者が実施する業務は、次のとおりである。

- 設計業務
- 建設業務
- 工事監理業務

イ　施工中の配慮について

・　工事にあたっては、生徒の授業、生活に支障ないように安全を確保し、工事車両の搬出入経路、騒音、振動に配慮する。

・　搬出入車両の交通問題が起きないよう必要な対策を講じ、周辺環境に配慮する。

ウ　環境配慮・ライフサイクルコストの縮減

・　自然採光・自然通風を有効に活用するほか、エネルギー使用量を削減するため、ＬＥＤ照明や高効率設備機器の採用など、省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの考え方に即した環境負荷低減に配慮する。

・　「あきた県産材利用推進方針」に基づき県産材の活用を図り、環境配慮や地域経済の活性化に貢献する。

・　維持管理・運営コストを考慮した設計や汎用性に配慮した設計とし、メンテナンスに配慮したシンプルな構造とする。

エ　ユニバーサルデザインへの配慮

・　バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）」、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に示される基準に基づき整備を行うものとする。

オ　防災・減災への配慮

・　防災・減災の観点から本施設に必要な工事を実施し、安全・安心な施設となるように配慮する。

(2) 改修施設の整備水準

改修施設に係る整備水準は、【添付資料６　改修整備水準】を参照する。

寄宿舎については、レイアウト変更を伴う改修を行う。詳細は【添付資料７　寄宿舎改修整備水準】による。

(3) 増築施設の整備水準

本事業にて増築する施設は、以下とする。

増築施設	概要
工業系実習棟	工業系の実習棟として、実習棟から屋外通路で接続して配置する。
ＥＶ棟	管理・教室棟にＥＶを新たに設置する。
増設キュービクル	電気容量の拡大に伴い、潜水プール棟電気室に隣接して屋外型キュービクルを増設する。

増築施設に係る整備水準は、以下とする。

ア　建築

- 配置計画に当たっては、各諸室が機能的かつ効率的に配置されるよう考慮する。
- 計画的なゾーニングにより、円滑な学校運営に資するものとする。
- 工業系実習棟は、地上２階建ての計画とする。
- 管理･教室棟にＥＶ棟を新設する。設置位置は、【添付資料８　ＥＶ棟配置想定位置】に示す。
- 必要なサイン（案内表示、室内板等）を設置し、利用者にわかりやすくする。なお、サイン及びその支持体等のデザインは、校内のデザインに調和したものとすること。
- 外壁、屋根等に用いる材料については、断熱性能、耐久性、耐候性、耐衝撃性、メンテナンス性の面で優れたものとする。
- 内壁の仕上げ材は、各種実習内容を考慮し適切に選定すること（耐水性、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性、防汚性等）。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。
- 屋根からの落雪に対する安全性や落雪の諸室開口部に対する影響への配慮、除排雪動線や除排雪による雪の堆雪スペースの確保等、冬季の学校運営にも十分配慮した計画とすること。
- 工業系実習棟から実習棟へは地上部の屋外通路（屋根付き）を設けることとする。なお、接続位置については、【添付資料９　屋外通路の接続位置】を参照する。
- 塗装及び接着剤（建築資材、備品含む）は、シックハウス対応品のものとする。また、各諸室における揮発性有機化合物の室内濃度は、厚生労働省が定める指針値以下とし、化合物は住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）による五化合物を対象とし、同法に定める測定方法等を用いて確認するものとする。

室内環境の測定及び対策は、完成検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開庁までに実施し、指針値以下であることを確認する。

【対象五化合物の指針値】

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	0.08ppm
トルエン	0.07ppm
キシレン	0.05ppm
エチルベンゼン	0.88ppm
スチレン	0.05ppm

・ その他利用者の利便性の向上に努める。

イ 構造

(ｱ) 構造種別

・ 大規模地震発生時において防災拠点としての機能を維持するため、必要な構造種別を選定し、「(イ)耐震安全性」に示す基準に適合すること。

(ｲ) 耐震安全性

・ 構造設計では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」による耐震安全性の分類について、『多数の者が利用する施設』及び『災害時の拠点施設』であり、災害時でも人命の安全確保かつ機能が阻害されず各種の機能を維持させることが可能なように、以下とする。

構造体：Ⅱ類

非構造部材：Ａ類

建築設備：乙類

(ｳ) 安全の確認

・ 建築基準法施行令第 138 条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針」((旧) 建設省住指発第 157 号・令和元年５月 16 日）に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認する。

ウ 設備

(ｱ) 一般事項

・ 設備機器の更新時に躯体を改修せずに施工できるなど、更新のしやすさに配意し、メンテナンス性を考慮した計画とする。

・ 積雪のある地域性を考慮する。

・ 建物内の温度、湿度及び照度を用途に応じ適切にコントロールできるようにする。

・ 主要機器は原則として屋内設置とする。ただし、設備機器の耐候性や耐久性を考慮

し、機能上の問題がないと合理的に判断できる場合は、屋外設置も可とするが、腐食等の変形が生じにくいものを使用する。
- 設備機器及び設備配管の凍結防止措置を講じる。
- 雪害、風水害、落雷、断水及び停電等の災害を考慮して計画する。
- ガスを使用する部屋の近傍にプロパンガスボンベ置場を設置するなど、設備配管が極力短くなるよう工夫すること。

(ｲ) 電気設備

①電灯設備

- 各諸室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置、配線工事及び幹線配線工事を行う。
- 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画し、適宜、人感センサー付き照明とする。
- 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置する。
- 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- 機能に応じた灯具の演色性を考慮する。
- 原則、照明はＬＥＤ照明とする。

②動力設備

- 各空調機、ポンプ類等の動力機器への配管配線等を行う。

③受変電設備

- 受電方式は原則、業務電力とする。
- 電気負荷容量は、各諸室の実習装置やＯＡ機器等の同時利用でも支障のないよう設定する。
- 電力幹線の引込みについては、「(4) 増築施設の諸室整備水準」及び【添付資料 10 高圧受変電設備改修計画】に示す通り、新設するキュービクルから接続する。

④電話設備

- 建物内各室に電話設備の配線等を行う。
- 電話機及びＰＢＸ（電話交換機）は、県が調達し、設置する。
- 電話線及び通信線は、２系統で引き込めるよう管路を整備する。

⑤情報通信設備

- 一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事を行う。
- 機械実習室、機器電力実習室、高電圧実習室、電気電子実習室に無線 LAN のアクセスポイントを設置する。
- 無線アクセスポイントは、IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上、LAN インターフェイスは PoE

受電対応の 1000Base-T イーサネットポートを有する機器で、天井又は壁に設置する。

- PoE 機能を有し、１ポートにつき最大 30W 給電が可能な 1000Base-T イーサネット８ポート以上のフロアスイッチを機械実習室に設置し、各教室の無線アクセスポイントに接続するとともに、既存の水産系実習棟の GIGA スクール用フロアスイッチとカテゴリー６A 以上の LAN ケーブルで接続するものとする。
- 配線については、用途別に色分けを行う。

⑥校内放送設備

- 校内放送設備は、スピーカー等の必要な設備を設置し、管理・教室棟の放送室から放送可能とするとともに、関連する配管配線工事を適切に実施すること。
- 消防法に定める非常放送設備を兼ねる仕様とする。

⑦コンセント設備

- コンセントは、１か所当たり２口を基本とする。
- 設置箇所については、「(４)増築施設の諸室の整備水準」を参照し、適切に設置する。
- 廊下のコンセントは、歩行距離 10ｍごとに１箇所設置し、清掃等に支障のないよう適切な箇所に設置する。

(ｳ) 機械設備

①空調設備

- 可能な限り低ＧＷＰ（地球温暖化係数）化を考慮したシステムを採用する。
- 各諸室（工具・材料室を除く）に冷暖房設備を設け、各諸室にて操作できるものとする。
- 高所に設ける空調機器は、容易に維持管理できる構造とする。
- 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。

②換気設備

- 適切に換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した対策を行う。
- 機械換気対象室に設置し、各諸室で操作できるものとする。
- シックスクール対策や湿気・結露対策として、各諸室においても十分な換気ができるよう配慮すること。
- 外気を取り込む換気口には、虫や汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとし、設置場所や取付位置にも留意すること。

③排煙設備

- 建築基準法に基づき設置する。

・　その他、事業者の提案に基づき必要に応じ適切に設置する。

④衛生器具設備

・　職員、学生の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とする。
・　維持管理のみに利用する水栓以外は、衛生面等から、原則として給湯給水設備（センサー式自動水栓）を標準とし、センサー類は停電時にも水栓が使用できる構造とする。

⑤給水設備

・　各実習室には手洗い場を設け、諸室ごとに整備する設備に応じ、適切な配管等の給水設備とする。
・　凍結防止を考慮し、円滑な給水利用に資するよう、適切な寒冷地仕様とする。

⑥排水設備

・　屋内排水の排水方式は汚水・雑排水分流方式とし、屋外排水は合流方式とし、公共下水道等に適切に接続する。
・　屋外雨水は単独放流とし、公共下水道等に適切に接続する。
・　施設運用に支障のないよう、適切な結露防止を講じる。

⑦給湯設備

・　用途に応じ、使用時の適切な給湯が可能な給湯設備とする。
・　配管は、断熱等を行い、適切な保温効果を有するものとする。
・　給湯熱源器は、省エネルギー性を考慮し、高効率なものとする。
・　節湯器具を採用する。

⑧消火設備等

・　消防法等関係法規に基づき設置する。
・　消火器を適宜設置する。また、電気電子実習室には、不活性ガス消火器を設置する。
・　監視盤関係は事務室及び職員室に設置すること。

(4)　増築施設の諸室の整備水準

増築施設である、工業系実習棟、ＥＶ棟、増設キュービクルに求める諸室の整備水準を以下に示す。

また、「規模」あるいは「利用人数」に示す数量は最低限の数値であり、これら数値以上の計画とすること。

なお、「什器備品等」の記載に関し、●×●×●の数値の記載は、サイズ（幅×奥行×高さ、単位 ㎜）の目安を示し、多少の形状の相違は許容するものとする。

ア　工業系実習棟

①機械実習室				
建築要件	用　途	・各種切削加工を行う他、やすりがけ、タップダイスによるねじ切り、けがき、手仕上げ実習、工作実習や計測実習に利用する。		
	規　模	700 ㎡	定員	35 名
	諸室仕様	・重量のある設備を配置するため、床面の耐荷重に留意する。 ・各種工具鋼材保管スペースを設ける。 ・シャッター等外部からアクセスできる開口部3m程度の大きな扉を設置する。 ・窓にブラインドを設置する。 ・据え付け棚(壁側)を設ける。 ・機器の配置計画においては、黒板が見やすい授業スペースを確実に確保すること。 ・教員が指導しやすいため、旋盤の配置は 2 列とすること。 ・材料を切断した物を運ぶための動線を短縮するため、バンドソーは旋盤の隣に配置すること。 ・うす板を加工する機器であるため、コンタマシンとレーザー加工機は近い位置に配置すること。 ・連続して作業が出来るため、グラインダ、卓上ボール盤、立てフライス盤は近接した位置にまとめること。		
他室との関係		・準備室及び工具・材料室と隣接して配置し、直接入室可能とする。		
設備の要件		・水道設備(手洗い場、温水付)を設置する。 ・冷暖房、換気扇を設置する。		
什器備品等	県が調達・設置 （サービス対価対象外）	・普通旋盤6台（W1,650×D760×H1,135） ・立てフライス盤2台（W1,715×D1,620×H1,927） ・グラインダ2台（W350×D205×H230） ・卓上ボール盤2台（W306×D496×H980） ・帯鋸盤2台(バンドソー1台、コンタマシン1台)（W1,740×D1,156×H1,604）（W796×D556×H1,595） ・高速切断機2台（W586×D290×H658） ・作業台 8 台（W1,800×D900×H740） ・定盤2台（W900×D1,200×H1,000） ・移動式テーブル15台（W1,800×D600×H700）、折りたたみ椅子35脚（W513×D522×H782） ・黒板2台据え付け（W1,800×D30×H900） ・可動式ホワイトボード1台（W1,800×D60×H1,800） ・万力用テーブル 1 台(万力を 4 個設置)（W1,800×D900×H740）		

②準備室				
建築要件	用　途	・実習の準備を行う室として利用する。		
	規　模	60 ㎡	定員	1 名以上
	諸室仕様	・重量のある設備を配置するため、床面の耐荷重に留意する。 ・窓にブラインドを設置する。		
他室との関係		・機械実習室と隣接して配置し、往来できる出入口を設ける。		
設備の要件		・冷暖房、換気扇を設置する。 ・水道設備（手洗い場、温水付）を設置する。		
什器備品等	県が調達・設置 （サービス対価対象外）	・作業台（W1,800×D900×H740） ・戸棚（W900×D500×H790） ・プリンター（W478×D392×H348）		

③工具・材料室				
建築要件	用　途	・各種工具・材料を安全に保管するために利用する。		
	規　模	30 ㎡	定員	－
	諸室仕様	・重量のある設備を配置するため、床面の耐荷重に留意する。		
他室との関係		・機械実習室に隣接して配置し、往来できる出入口を設ける。		
設備の要件		－		
什器備品等	県が調達・設置 （サービス対価対象外）	・収納棚（W1,760×D600×H1,760）		

④機器電力実習室				
建築要件	用　途	・直流発電機(据付)、三相誘導電動機(据付)、三相同機器、変圧器等の電気機器に関する実習、負荷装置を用いた電力測定実習、メガ(絶縁抵抗計)による絶縁抵抗の測定に利用する。		
	規　模	120 ㎡	定員	35 名
	諸室仕様	・重量のある設備を配置するため、床面の耐荷重に留意する。 ・講義スペースを設け、黒板を据え付けする。 ・窓にブラインドを設置する。 ・機器の配置計画においては、黒板が見やすい授業スペースを確実に確保すること。		
他室との関係		・高電圧実習室及び電気電子実習室と隣接して配置する。		
設備の要件		・水道設備(手洗い場、温水付)を設置する。 ・冷暖房、換気扇を設置する。 ・三相電源を設ける。		
什器備品等	県が調達・設置 (サービス対価対象外)	・直流分巻発電機1台(W550×D320×H370) ・半導体整流装置1台(W650×D550×H1,000) ・三相誘導電動機1台(W500×D350×H280) ・三相同期器1台(W500×D320×H370) ・負荷装置1台(W800×D700×H1,000) ・単相変圧器1台(W250×D300×H300) ・三相誘導電圧調整器1台(W350×D350×H700) ・移動式机4台(W1,800×D600×H700)、折りたたみ椅子8脚(W513×D522×H782) ・教師用机(W1,800×D1,000×H700)、椅子(W513×D522×H782) ・メータ等保管棚(W2,200×D650×H1,900)		

⑤高電圧実習室				
建築要件	用　途	・高電圧実習装置による絶縁耐力試験、光度計による測定実習に利用する。		
	規　模	120 ㎡	定員	35 名
	諸室仕様	・天井を教室より高めに設置する。 ・講義スペースを設け、黒板を据え付けする。 ・窓にブラインドを設置する。 ・機器の配置計画においては、黒板が見やすい授業スペースを確実に確保すること。		
他室との関係		・機器電力実習室及び電気電子実習室と隣接して配置する。		
設備の要件		・冷暖房、換気扇を設置する。		
什器備品等	県が調達・設置 （サービス対価対象外）	・高電圧発生装置1式（W870×D2,400×H1,075） ・試験用変圧器1式（W280×D280×H400） ・球間隙（W20×D20×H20） ・受電設備（W800×D1,600×H2,000） ・移動式机4台（W1,800×D600×H700）、折りたたみ椅子8脚（W513×D522×H782） ・教師用机、椅子（W1,800×D600×H700）（W513×D522×H782） ・メータ等保管棚（W2,200×D650×H1,900）		

⑥電気電子実習室				
建築要件	用　途	・電気の基礎実習(オームの法則、抵抗の直並列回路、分流器、倍率器等)、ブリッジ回路実習、シーケンス制御実習、波形観測実習、コンピュータ制御実習、電子の基礎実習(ダイオードの特性、整流回路、増幅回路、波形整形回路等)、論理回路実習、製作実習、電気工事実習に利用する。		
	規　模	500 ㎡	定員	35 名以上
	諸室仕様	・3つの部屋に仕切るパーテーションが必要。 ・天井を教室より高めに設置する。 ・講義スペースを設け、黒板を据え付けする。 ・窓にブラインドを設置する。 ・機器の配置計画においては、黒板が見やすい授業スペースを確実に確保すること。		
他室との関係		・高電圧実習室及び機器電力実習室と隣接して配置する。		
設備の要件		・水道設備(手洗い場、温水付)を設置する。 ・冷暖房、換気扇、ブラインドを設置する。		
什器備品等	県が調達・設置 (サービス対価対象外)	・ダイヤル抵抗器、すべり抵抗器、各種メータ(W120×D500×H130)(W130×D470×H110)(W100×D170×H230) ・直流安定化電源6台(W110×D150×H180) ・ホイートストンブリッジ(W300×D220×H140) ・シーケンス実習装置(W150×D320×H140) ・デジタルオシロスコープ4台(W380×D260×H200) ・発振器4台(W300×D230×H170) ・ノート型PC6台(W370×D260×H50) ・ICトレーナー8台(W240×D200×H50) ・電気工事部品棚(W400×D1,760×H1,760) ・電気工事工具棚(W400×D1,760×H1,760) ・電子部品棚(W270×D750×H1,000) ・移動式ホワイトボード3台(W1,800×D600×H1,800) ・移動式机１２台、折りたたみ椅子２４脚(W1,800×D600×H706)(W513×D522×H782) ・教師用机3、椅子3(W1,800×D600×H706)(W513×D522×H782) ・メータ等保管庫(W2,200×D650×H1,900)		

⑦キュービクル				
建築要件	用　途	・主受電盤から工業系実習棟の電力を受電する高圧受電盤		
	規　模	適宜	定員	－
	諸室仕様	・屋内に設置するものとする ・整備イメージを【添付資料 10　高圧受変電設備改修計画】に示す		
設備の要件		・動力 80.5kW ・電灯 40.2kW		

イ　ＥＶ棟

エレベータ				
建築要件	用　途	・管理・教室棟の上階への移動		
	規　模	適宜	定員	11 人乗り
	仕　様	・積載量　750kg ・速度　45m／min ・停電や地震等の災害時に対応できる機種とすること。 ・「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に示される整備基準に準ずる仕様とすること。 ・外壁は付属する管理・教室棟と調和する意匠とすること。 ・開閉扉にかご内からかご外が視覚的に確認できる硝子窓を設けること。 ・適切な構造を提案すること。		
設備の要件		・シャフト内の温度上昇を避けるための換気を考慮すること。 ・換気設備		

ウ　増設キュービクル

工業系実習棟増築に伴う電気容量増加に対応した受変電設備の改修を行う。主受電盤である潜水プール棟内キュービクルに改造するスペースがないことから、電気容量増加に対応した新たなキュービクルの設置を想定する。整備イメージを【添付資料 10　高圧受変電設備改修計画】に示す。

２　設計業務

(1)　総則

ア　業務の概要

設計業務は、本事業に関わる各種調査及び申請、設計の業務を行うことを目的として実施する。

イ　業務区分

設計業務の区分は、次のとおりとする。

●各種調査及び申請業務
●設計業務
●その他設計業務において必要な業務

ウ　実施体制

次に規定する設計業務責任者（管理技術者）及び設計業務担当者（各業務分野の主任技術者及び担当技術者）を配置し、業務着手前に県に書面で届け出ること。

(ｱ)　設計業務責任者（管理技術者）の設置

・　「募集要項　第 3. (3)③応募者の業務実施体制」に基づき、設計業務全体を総合的に把握し調整を行う設計業務責任者（管理技術者）を定めること。
・　設計業務責任者（管理技術者）は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者とすること。
　●設計業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
　●現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
・　設計業務責任者（管理技術者）をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。

(ｲ)　設計業務担当者（各業務分野の主任技術者及び担当技術者）の設置

・　設計業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、「募集要項　第3. (3)③応募者の業務実施体制」に示す配置予定技術者の要件を満たすこと。
・　法令等により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とすること。

エ　業務計画書

・　設計業務の開始の 30　日前までに、本施設の設計に関する基本業務計画書及びそれに付随する書類を事業契約後速やかに県に提出し、県の承認を得ること。なお、内容を変更するときは、県の承認を得ること。
・　契約締結以降の設計から工事施工（什器備品整備含む。）・引渡し・所有権移転及び必要な許認可の取得を含む設計工程を示した工程表を含めること。なお、基本設計完了時に、改修工事個所ごとの実施設計完了時期、工事着手時期、引渡し時期を明

示した工程表（以下、「マスター工程表」という。）を作成し、業務計画書に添付すること。なお、マスター工程表には、実施設計図書の県によるモニタリング期間（約1か月）を示すものとする。

・ 基本業務計画書は、設計業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとすること。

オ　業務報告書

・ 業務実施に伴う、協議内容等の記録その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後1か月以内に県に提出すること。

・ 報告事項の詳細については、県との協議により決定すること。

・ 関係法令上の必要な報告書等を作成し、保管すること。関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続を行い、その副本を保管すること。

カ　設計業務範囲

・ 設計業務は、公告時に公表した資料、設計・施工請負契約書及び本書等に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

・ 県は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、本施設の設計変更を要求するものとする。その場合、面積増や大幅な用途変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。

(2)　業務の要求水準

ア　各種調査及び申請業務

・ 事業者は、事業対象地の状態を把握し設計業務の前提条件とするため、増築施設の整備対象となる敷地測量、地質調査、改修工事対象のアスベスト調査等の必要な調査を行う。

・ 事業者は、自らが提案する本施設の設計及び施工に当たり必要となる各種届出及び申請等の業務を適切な時期に実施する。

・ 事業者は、その他設計業務に必要となる業務について実施する。

イ　設計業務

・ 事業者は、本施設の改修・増築工事に関する基本設計及び実施設計を行う。

・ 事業者は、諸室レイアウトの変更が必要となった場合や意匠に関わる計画方針については、設計業務着手後速やかに県と協議し確認を得る。

・ 県が別途調達、設置する備品を踏まえた設計とするため、県の備品選定に関して必要な協議、調整を実施する。

・ 設計の進捗管理を事業者の責任において実施する。

・ 事業者は増築施設において、地盤調査結果に基づき、基礎の適正な設計を実施する。

・ 事業者は、設計業務が完了したときに県による設計図書の検査を受ける。また、事

前にモニタリング（県の設計図書のチェック及び必要な協議等）を行うため、基本設計に係る図書は基本設計完了の１か月前までに提出すること。実施設計図書については、マスター工程表に示す工事個所ごとの実施設計完了の１か月前までに事前提出する。なお、事業者は、本事前提出をもって設計業務の完了の通知を行うものではない。工事着手は、マスター工程表に基づく当該工事個所についての実施設計の完了の通知を県より受けた後に行うものとする。

・ 事業者は、要求水準及び提案書類の仕様を変更する場合は、仕様が同等以上であることを確認できる比較資料を県に提出し、県と協議の上、県の確認を受ける。

・ 事業者は、設計業務の成果は設計図書として、【添付資料 11　設計業務提出図書一覧】に示す書類、その他資料を取りまとめる。基本設計完了時及びマスター工程表に示す工事個所ごとの実施設計完了時において、適切な図書を作成し、提出する。なお、要求水準確認表は、書式を業務着手の前に県と協議の上、作成する。

・ 県は、マスター工程表に基づくすべての工事個所について、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から 10 日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

３　建設業務

(1)　総則

ア　業務の概要

事業者は、県による検査を受けた設計図書に基づいて建設業務を行う。

イ　業務区分

建設業務の区分は、次のとおりとする。

●建設工事着手前業務
●建設期間中業務
●竣工後業務
●その他建設業務において必要な業務

ウ　実施体制

次に規定する建設業務責任者（監理技術者）並びに現場代理人及び建設業務担当者（主任技術者）を配置し、業務着手前に県に書面で届け出ること。

(ｱ)　建設業務責任者（監理技術者）の設置

・ 「募集要項　第 3.(3)③応募者の業務実施体制」に基づき、建設業務全体を総合的に把握し調整を行う建設業務責任者（監理技術者）を定めること。

・ 建設業務責任者（監理技術者）は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者とすること。

●建設業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
●現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者

・ 建設業務責任者（監理技術者）をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。

(ｲ) 現場代理人及び建設業務担当者（主任技術者）の設置

・ 現場代理人及び建設業務担当者（主任技術者）は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、「募集要項　第 3.(3)③応募者の業務実施体制」に示す配置予定技術者の要件を満たすこと。

・ 法令等により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とすること。

エ 業務計画書

(ｱ) 基本業務計画書

・ 建設業務の実施に先立ち、本施設の建設に関する基本業務計画書及びそれに付随する書類をマスター工程表に基づく最初の工事個所の着工開始の 30 日前までに県に提出し、県の承認を得ること。なお、マスター工程表に基づく工事個所によって内容の異なる書類については、当該工事着手の 30 日前までに県に提出すること。

・ 基本業務計画書の構成は、概ね次のとおりとすること。

●工事概要
●計画工程表
●現場組織表
●指定機械
●主要機械
●主要資材
●施工方法
●施工管理計画
●安全管理
●緊急時の体制及び対応
●交通管理
●環境対策
●現場作業環境の整備
●再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
●その他必要な事項及びその他県が指定する事項

・ 計画工程表は、建設業務の全体工程表とし、主な許認可手続きや備品の搬入・設置及び引渡し時期についても記載すること。

オ　業務報告書

- 工事に係る記録その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後１か月以内に県に提出すること。
- 業務報告書は、次の成果品等を取りまとめたものとする。
  - ●【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】に示す図書
  - ●その他、県が必要に応じて指定する図書等

(2)　業務の要求水準

ア　基本的な考え方

- 設計・施工請負契約書に定める期間内に本施設の建設工事を実施する。
- 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し、適切な工事計画を策定する。
- 事業者は、設計図書及び施工計画書に従って本施設の建設工事を行う。
- 建設段階において必要な各種申請・届出等について、適切に対応すること。なお、設計時に必要な各種申請のうち、建設段階に関わるものについても適宜必要な対応を行うこと。
- 事業者は、自らが提案する本施設の施工に当たり、必要となる各種届出及び申請等の業務を適切な時期に実施する。
- 工事期間中も事業対象地での学校運営が継続しているため、利用者動線に配慮し工事動線を計画すること。
- 近隣地区住民に対する建設業務関係の事前説明については、事業者が実施する。
- 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。事業者は、工事内容を近隣に周知徹底して理解を得るように努める。
- 工事時間（重機の稼働時間、搬出入時間等）については、周辺住民に十分配慮した時間帯とする。
- 近隣への対応について、事業者は県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策、交通誘導員の配置等）を行う。
- 周辺道路の交差点部、工事車両の出入口ゲート部等必要な箇所に警備員、誘導員を配置し、工事期間中の周辺環境の安全を確保すること。
- 事業者は、工事期間中における工事エリア内、工事車両動線及び生徒・職員等に影響を及ぼす恐れのある範囲について、事業者の責任と費用負担において適切な除雪及び排雪を行うものとする。また、積雪地域であることを考慮し、積雪時においても工程の遵守及び現場の安全確保に支障をきたさないよう、適切な除排雪計画を策定する。
- 工事は「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する営繕課運用」に基づき、休日の条件設定について県と調整を行う。

・　工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図る。
・　建設中に遺跡等が発見された場合は、工事を一時中止の上、直ちに県に報告し、県教育庁の指示を仰ぐこと。
・　発生する廃棄物を適正に処理・処分するとともに、周辺環境の保全に十分留意して行う。
・　工事に伴い発生する廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律に基づき、分別を行い再資源化に努める。

イ　工事着手前業務

(ｱ)　事前調査等

・　建設工事着手に先立ち、周辺住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

(ｲ)　施工計画書等の提出

・　マスター工程表に基づく工事個所ごとの建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】により県に提出して、県の承認を得ること。

(ｳ)　工事監理業務責任者（監理技術者）による承認等

・　マスター工程表に基づく最初の工事個所の工事着手前に【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】について、工事監理業務責任者（監理技術者）が承認等を行った旨を速やかに県へ書面により報告すること。

ウ　建設期間中業務

(ｱ) 改修及び増築工事

・　法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従い、施設の建設工事を実施すること。工事現場に工事記録を常に整備すること。
・　県の要請により施工内容の事前説明及び事後報告を行うこと。
・　建設業法に基づく施工体制台帳に、各下請け工事業者との契約書の写し等を添付し、県に提出すること。
・　建設期間中に【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】について、当該事項に応じて工事監理業務に当たる者の承認等を受けた旨を速やかに県へ書面により報告すること。
・　県は、事業者が行う工事に関する会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
・　工事中における本施設の利用者、通行人及び周辺住民等への安全対策については万全を期すこと。
・　工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明を十分に行うこと。

・　施設管理者（道路、上水道、電気、ガス、電話等通信事業者）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
・　騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下、工事期間中の排水等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。
・　事業者の責めに帰する原因により、周辺環境に万一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情対応等を行うこと。また、事故及び周辺施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議の上、事業者の負担により適切に解決すること。
・　工事により発生する廃材等で再生可能なものは、積極的に再利用を図ること。
・　隣接する建物や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
・　工事中は、周辺その他から苦情がないよう細心の注意を払うとともに、万一苦情等が寄せられた場合は、事業者を窓口として誠意をもって適切に対応すること。
・　工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、県と協議するとともに適切に対応すること。
・　既存用地境界杭等に支障がある場合は、引照点をとり、後に復元すること。
・　工事期間中は、火災や地震等の災害に対する事前対策を十分に図るとともに、万一被災した場合は、適切な事後対応により関係者の安全確保に努めること。
・　事業者は、工事期間中及び工事業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知する。なお、県は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
・　県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力する。
・　工事着工後に現場状況により変更を要する事態が発生した場合は、設計者、県と協議の上、工程等を再検討し、要求性能を達成するものとする。
・　工事期間中は、以下の書類を県に提出し、確認又は承諾を得る。なお、書類の提出時期については、県に確認し、適時に必要な資料を提出する。

●現場休止届
●事故発生報告書
●労働者死傷病報告
●労働災害等発生報告書
●工事工程写真
●機材品質証明書
●試験成績書
●出荷証明書搬入材料検査簿
●産業廃棄物関係書類
●週休２日工事の取組希望に関する打合せ記録簿
その他必要となる書類

(ｲ) 中間検査

・　工業系実習棟及びＥＶ棟の工事について、工事の出来形を確認するため、県と協議した上で、事業者の責任及び費用負担において検査を行うこと。
・　検査実施日の 14 日前までに、県に「実施計画書」を提出すること。
・　県は、事業者が実施する中間検査に立ち会うことができるものとする。
・　中間検査の終了後、県に「中間検査結果報告書」として速やかに提出すること。
・　別途、県は秋田県財務規則第 180 条の２の規定に基づく中間検査を実施する。

(ｳ) その他

・　原則として工事中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。

エ　竣工後業務

(ｱ) 竣工検査及び完成検査

・　事業者による竣工検査及び県による完成確認は、本施設を県へ引渡しを行う前において完了させるものとし、マスター工程表に基づく工事個所ごとに、都度、引渡しを行う前に竣工検査及び完成検査を実施すること。なお、県による完成検査は秋田県財務規則第 180 条の２の規定に基づく検査とし、併せて、県による要求水準との整合確認を実施する。

(ｲ) 実施方法

竣工検査及び完成検査は、次のとおり行うこと。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこの限りでない。

①事業者による竣工検査等

・　事業者は、本施設の建設工事完成後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、本施設の竣工検査、付属設備の試運転・調整、検査等を実施すること。竣工検査はマスター工程表に基づく工事個所ごとに都度実施する。
・　竣工検査及び附属設備の試運転・調整、検査等の実施は、それぞれの検査実施日の７日前まで（工業系実習棟及びＥＶ棟については 14 日前まで）に、県に「実施計画書」を提出すること。
・　県は、事業者が実施する竣工検査及び附属設備の試運転・調整、検査に立ち会うことができるものとする。
・　マスター工程表に基づく工事個所ごとの竣工検査後、速やかに検査済証等その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】により、該当する図書を県へ提出すること。
・　附属設備の試運転・調整、検査等は、本施設の竣工検査以前に実施し、その結果は、「附属設備その他什器備品の試運転・調整、検査結果報告書」として県に速やかに提出すること。

②県の完成検査等

・ 事業者は、竣工検査の実施及び県への報告後、本施設について、次の方法により県による完成検査を受けること。
・ 県は、事業者の立会いの下で、完成検査を実施する。
・ 附属設備の取扱いに関する県への説明を、試運転・調整とは別の機会に実施すること。

③完成検査後の是正等

・ 県が完成検査等を行った結果、是正、補修等が必要な場合は、期限を定めた上で事業者へ書面により指示する。
・ 書面により指示を受けた場合、期日までに是正等を完了させること。
・ 本施設の完成検査において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を竣工図書に反映させ、速やかに県に提出すること。

４　工事監理業務

(1)　総則

ア　業務の概要

工事監理業務は、設計図書に基づき、本事業に関わる建設工事の工事監理を行う。

・ 工事監理方針の説明等
・ 設計図書の内容の把握等
・ 設計図書に照らした施工図の検討及び報告
・ 工事と設計図書の照合及び確認
・ 工事と設計図との照合及び確認の結果報告等
・ 工事監理報告書等の提出

イ　実施体制

次の者を配置するとともに、県へ届け出ること。なお、工事監理企業は、建設企業と異なる者とすること。

(ｱ) 工事監理業務責任者（工事監理者）の設置

・ 「募集要項　第 3.(3)③応募者の業務実施体制」に基づき、工事監理業務全体を総合的に把握し調整を行う工事監理業務責任者（工事監理者）を定めること。
・ 工事監理業務責任者（工事監理者）は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
  ●工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
  ●現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
・ 工事監理業務責任者（工事監理者）をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。

(ｲ) 工事監理業務担当者（各業務分野の主任技術者及び担当技術者）の設置

・　工事監理業務担当者（各業務分野の主任技術者及び担当技術者）は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、「募集要項　第 3.(3)③応募者の業務実施体制」に示す配置予定技術者の要件を満たすこと。

・　法令等により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とすること。

ウ　業務計画書

(ｱ) 基本業務計画書

・　工事監理業務の実施に先立ち、基本業務計画書及びそれに付随する書類を工事監理業務の開始 30 日前までに県に提出し、県の承認を得ること。

・　基本業務計画書の構成は、概ね次のとおりとすること。

●工事監理業務内容
●工事監理方針
●業務工程
●実施工程表（建設業務により作成されたもの）
●業務実施体制及び組織図
●担当技術者一覧表及び経歴書
●協力者がある場合は、協力者の概要と担当技術者一覧表
●業務運営計画
●その他必要な事項及びその他県が指定する事項

エ　業務報告書

・　工事監理に係る記録その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後１か月以内に県に提出すること。

・　業務報告書は、次の成果品等を取りまとめたものとする。

●月間業務計画表
●月間業務実施表
●各種報告書
●打合せ記録簿
●月報（主要な業務の実施内容）

・　その他、県が必要に応じて指定する図書等

(2)　業務の要求水準

・　工事監理方針の説明及び工事監理方法変更の場合の協議を適宜行うこと。

・　設計図書の内容を把握し、質疑書の検討を適宜行うこと。

・　施工図等の検討及び報告、工事材料・設備機器等の検討及び報告を適宜行うこと。

・　建設業務の進捗に合わせ、工事の受注者に必要な書類を提出させ、審査を行うとと

もに、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。

- 設計図書及び【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】に示す図書が現場と整合していることを確認すること。
- 工事監理の状況を「工事監理状況報告書」としてとりまとめ、毎月の定期報告を翌月 15 日までに県に提出すること。また、県の要請があったときには随時報告を行うこと。
- 事業者は、マスター工程表に基づく工事個所ごとの引渡し日の 14 日前まで（工業系実習棟及びＥＶ棟については 30 日前まで）に、工事監理報告書及び要求水準確認表等事前資料を県に提出し、確認を得る。なお、事業者は、本事前提出をもって工事監理業務の完了の通知を行うものではない。
- 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計及び施工段階までの経緯がわかるように、同様の書式で作成する。
- 事業者は、本施設のマスター工程表に基づく工事個所ごとの竣工検査を行い、検査済証等その他の検査結果に関する書面を工事監理報告書とともに県に提出し、建設業務の事業者とともに県が実施する完成検査を受ける。
- 県は、マスター工程表に基づくすべての工事個所について、事業者から工事監理報告書等、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から 14 日以内に事業者の立合いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。